

# 学校給食の休止に伴う未利用食品活用緊急促進事業のうち 新たな販路へのマッチング等促進対策実施要綱（抜粋）

農林水産事務次官依命通知  
制定 令和2年3月10日 元食産第5283号

## 第1 趣旨

小学校、中学校等の一斉臨時休業の新型コロナウイルス感染症対策の影響により、学校給食で活用する予定であった食品又は食材（牛乳を除く）が未利用（以下、「学校向け未利用食品」という。）となり、その他の用途として販売できない場合には、やむを得ず廃棄されることが懸念されている。

このため、休業に伴い発生した学校向け未利用食品の有効活用を図るため、緊急的な措置として学校向けの未利用食品を有する給食関連事業者（地方公共団体等（地方公共団体、学校又は業務委託契約等により給食の実施を委託等されている者をいう。）と学校給食用食品又は食材（牛乳を除く）の納入契約等を行っている者又は当該納入契約等を行っている者と当該食品又は食材（牛乳を除く）の原材料となる食品又は食材（牛乳を除く）の納入契約等を行っている者をいう。）と実需者等とのマッチングや配送料等を支援するものとする。

## 第2 ～ 第3 （略）

## 第4 事業の内容等

### 1 事業内容

本事業で支援する内容は、小学校、中学校等の一斉臨時休業の新型コロナウイルス感染症対策の影響により、給食関連事業者が未利用のまま保管する学校向け未利用食品について行う、食品ロスの発生防止を図るための次に掲げる経費とする。

#### (1) 販売サイト支援対策

事業実施主体が行う、学校向け未利用食品の納入予定であった学校以外の新たな販売先（一般消費者を含む）とのマッチングを行うサイトを既設の販売サイトの中に増設、運営する際等に必要となる経費、同サイトでの販売を目的として未利用食品の保管・配送に要する経費及び当該サイトの利用者にPRする際等に必要となる経費。

#### (2) 地域における取組支援対策

事業実施主体が行う、事業実施者の公募・選定を行うための経費、事業実施者が行う、各地域において学校向け未利用食品の一般消費者向けの即売会を開催するための経費、販売先を確保するためのマッチングを行う経費、保管、配送に要する経費。

(3) 事業者への配送料等への支援対策

事業実施主体が行う、事業実施者の公募・選定を行うための経費、事業実施者が行う、独自に学校向け未利用食品の納入予定であった学校以外の新たな販売先を確保した際の保管、輸送に要する経費。

2 成果目標

学校向け未利用食品を納入予定であった学校以外の新たな販売先に販売することにより食品ロスの発生を防止することとする。

3 事業実施期間

本事業の実施期間は、令和2年3月10日から令和2年3月31日までとする。

第5 ～ 第3 (略)